

福祉医療費給付事業の市町村実施状況
(平成30年4月1日現在)

乳幼児等医療費給付事業の市町村実施状況

平成30年4月1日現在

対象年齢		所得制限	市町村数				該 当 市 町 村				
入院	外来		市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
	小学校 就学前	所得制限なし					(県制度)				
中学校 卒業まで	中学校 卒業まで	所得制限なし	13	2	3	18	長野市 塩尻市 安曇野市 王滝村	上田市 千曲市 高森町 野沢温泉村	大町市 東御市 阿南町	松本市 須坂市 中野市	岡谷市 諏訪市 茅野市 泰阜村
18歳到達 後の3/31 まで	18歳到達 後の3/31 まで	所得制限なし	3			3	伊那市 駒ヶ根市 飯山市				
		所得制限なし					飯田市 佐久穂町 南相木村 立科町 原村※ 飯島町 宮田村 平谷村 売木村 豊丘村 上松町 大桑村 山形村 生坂村 小谷村 飯綱町 富士見町	小諸市 小海町 北相木村 軽井沢町 青木村 辰野町 箕輪町 南箕輪村 中川村 松川町 阿智村 根羽村 下條村 天龍村 喬木村 大鹿村 木曾町 南木曾町 木祖村 筑北村 麻績村 朝日村 池田町 松川村 白馬村 坂城町 木島平村 小川村 御代田町	山ノ内町 (小学校就学~ 食費助成なし) 高山村 信濃町	南牧村 下諏訪町 小布施町 (小学校就学~ 食費助成なし) 栄村	
合 計			19	23	35	77	63			6	8

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし

〔その他の市町村の受給者負担金〕

・300円/レフト：小海町、南牧村、南相木村、長和町、富士見町、中川村、松川町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、木曾町、南木曾町、木祖村、小布施町、栄村

・500円/レフト：上記以外

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（身体障害者手帳）

平成30年4月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				該当市町村		
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
1～3級	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	3	14	19	36	伊那市 飯山市 佐久市 小海町 佐久穂町 立科町 長和町 青木村 辰野町 飯島町 南箕輪村 中川村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 大鹿村 上松町 南木曾町 木曾町 木祖村 大桑村 朝日村 筑北村 小谷村 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 飯綱町 小川村 (県制度と同じ)		栄村
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	1	2	6	上田市 飯田市 東御市 宮田村 松川村		小布施町
	1・2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	1・2級 所得制限なし 3級 特別障害者手当準拠			3	3	川上村 南牧村 豊丘村		
	1・2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	所得制限なし			1	1	南相木村		
	所得制限なし	所得制限なし	4	3	5	12	小諸市 安曇野市 北相木村 富士見町 原村* 箕輪町 生坂村 山形村	高山村	諏訪市 茅野市 下諏訪町
小計			10	18	30	58			
1～4級	1・2級 特別障害者手当準拠 3・4級 所得税非課税者	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税 (同一世帯者)		1		1		信濃町	
	1・2級 特別障害者手当準拠 3・4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		2	1	3	軽井沢町 御代田町 白馬村(4級は入院のみ)		
	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者 4級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	喬木村(4級は要常時介護のみ)		
	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1		須坂市 (4級の受給者負担金は高齢者医療確保法(低所得Ⅱ) 準拠、食事助成なし)	
	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	2	1		3	駒ヶ根市 塩尻市 坂城町(4級は受給者負担金2割で70歳到達時に資格を失う)		
	1・2級 所得制限なし 3・4級 特別障害者手当準拠	1・2級 所得制限なし 3・4級 特別障害者手当準拠	1			1		松本市	
	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1		中野市	
	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1～3級 所得制限なし 4級 特別障害者手当準拠	1			1	千曲市		
	所得制限なし	所得制限なし	1	1		2	大町市 麻績村(4級は要常時介護のみ)		
小計			7	4	3	14			
1～5級	1～4級 所得制限なし 5級 所得税非課税者	1～4級 所得制限なし 5級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1	長野市(4級の一部と5級は70歳到達時に資格を失う)		
小計			1			1			
1～6級	1・2級 特別障害者手当準拠 3級以下 所得税非課税	特別障害者手当準拠			1	1	王滝村(4～6級の受給者負担金は、500円+500円を除いた額の1/2)		
	所得制限なし	所得制限なし	1	1	1	3	池田町(4～6級は要常時介護のみ)	岡谷市 (4～6級は要常時介護のみ) 泰阜村 (4～6級は20歳以上要常時介護のみ)	
小計			1	1	2	4			
合計			19	23	35	77	65	5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

※年度末年齢が18歳までの障がい者の所得制限は、「市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況」による

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（療育手帳）

平成30年4月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				該当市町村				
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
A1～B1	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	5	13	16	34	飯田市	伊那市	飯山市	須坂市	泰阜村
							佐久市	佐久穂町	軽井沢町	信濃町	小布施町
							御代田町	立科町	青木村		栄村
							飯島町	中川村	宮田村		
						松川町	高森町	阿南町			
						阿智村	平谷村	根羽村			
						下條村	売木村	天龍村			
						喬木村	大鹿村	南木曾町			
						大桑村	筑北村	小谷村			
						山ノ内町	飯綱町				
							(県制度と同じ)				
A1 所得制限なし	A1 所得制限なし										
A2・B1特別障害者手当準拠	A2・B1特別障害者手当準拠	1				1			松本市		
所得制限なし	所得制限なし						小諸市	千曲市	小海町		
		5	3	3	11		北相木村	富士見町	原村 [※]	岡谷市	
							豊丘村			諏訪市	
										茅野市	
										下諏訪町	
小計			11	16	19	46					
A1～B2	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	5	9	17	上田市	塩尻市	東御市		
							長和町	辰野町	南箕輪村		
							木曾町	上松町	木祖村		
							王滝村	(B2の受給者負担金は、500円+500円を除いた額の1/2)			
							朝日村	松川村	白馬村		
							坂城町	木島平村	野沢温泉村		
							小川村				
	A1～B1 特別障害者手当準拠	A1～B1 特別障害者手当準拠	1				1	駒ヶ根市			
B2 所得税非課税者	B2 特別障害者手当準拠										
A1 所得制限なし	A1 所得制限なし										
A2・B1 特別障害者手当準拠	A2・B1 特別障害者手当準拠					1			高山村		
B2 所得税非課税者	B2 所得税非課税(同一世帯者)										
A1・A2 所得制限なし	A1・A2 所得制限なし					1					
B1・B2 特別障害者手当準拠	B1・B2 特別障害者手当準拠						1	川上村			
A1～B1 所得制限なし	A1～B1 所得制限なし	1									
B2 所得税非課税者	B2 所得税非課税(同一世帯者)										
A1～B1 所得制限なし	A1～B1 所得制限なし	1									
B2 特別障害者手当準拠	B2 特別障害者手当準拠										
所得制限なし	所得制限なし	2	2	5	9		大町市	安曇野市	南牧村		
							南相木村	箕輪町	麻績村		
							生坂村	山形村	池田町		
小計			8	7	16	31					
合計			19	23	35	77		65	5	7	

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レプト当たり500円又は300円）

※年度末年齢が18歳までの障がい者の所得制限は、「市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況」による

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（精神保健福祉手帳）

平成30年4月1日現在

*本表は、精神障害者保健福祉手帳所持者に係る実施状況であり、他の区分（国民年金法施行令別表該当、障害者自立支援法該当等）は網羅していない。

障害等級	入院・通院の別	所得制限		市町村数			該当市町村				
		本人	扶養義務者等	市	町	村	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり		
1級	通院のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	平谷村			
	入院・通院	所得制限なし	所得制限なし			1	1	北相木村			
小 計						2	2				
1～2級	1級 通院のみ 2級 自立支援医療 精神通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		8	11	19	青木村 辰野町 飯島町 中川村 宮田村 松川町 高森町※ 阿南町 阿智村 根羽村 喬木村 豊丘村 大鹿村 南木曾町 小谷村 小布施町 信濃町 小川村 (県制度と同じ)		栄村	
		特別障害者手当準拠 所得制限なし	特別障害者手当準拠 所得制限なし	1			1	飯田市 安曇野市 泰阜村			
	通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1	1	3	5	千曲市 売木村 高山村 山ノ内町 野沢温泉村			
		特別障害者手当準拠 所得制限なし	特別障害者手当準拠 所得制限なし	1			1	長野市 岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 富士見町			
		1級 所得制限なし 2級 特別障害者手当準拠	1級 所得制限なし 2級 特別障害者手当準拠	1			1	松本市			
	1・2級入院 1級通院のみ 2級自立支援医療 精神通院のみ	1・2級入院 市町村民税非課税者 1級通院 特別障害者手当準拠 2級通院 所得税非課税者	入院 市町村民税非課税者 (同一世帯者) 通院 特別障害者手当準拠	1			1	佐久市			
		1・2級入院通院 所得税非課税者 1級通院 特別障害者手当準拠 2級通院 所得税非課税者	1・2級入院通院 所得税非課税世帯 1級通院 特別障害者手当準拠 2級通院 特別障害者手当準拠	1			1	上田市			
	入院・通院	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1			1	伊那市			
		特別障害者手当準拠 所得制限なし	特別障害者手当準拠 所得制限なし	2	2	4	4	小諸市 松川村 南箕輪村 大町市 原村※ 箕輪町 池田町		須坂市	
		小 計				14	18	19	46		
	1～3級	通院のみ	1級 所得制限なし 2級 所得制限なし 3級 市町村民税非課税者	1・2級 所得制限なし 3級 市町村民税非課税者 (本人の生計を維持する配偶者又は扶養義務者)	1			1	中野市		
			1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	1	2	2	駒ヶ根市 飯綱町 天龍村		
		1級は通院のみ 2級～は自立支援 医療精神通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税 3級 市町村民税非課税者	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 市町村民税非課税者 (同一世帯者)	1			1	飯山市		
		精神科入院のみ 通院は1級のみ	入院 所得制限なし 通院 特別障害者手当準拠	入院 所得制限なし 通院 特別障害者手当準拠	1			1	朝日村		
1級は通院・精神科入院 2・3級は自立支援医療精神 通院のみ		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 特別障害者手当準拠 (本人所得税非課税)	1級 特別障害者手当準拠 2・3級 特別障害者手当準拠 (本人所得税非課税)	1			1	下條村 (精神科入院の受給者負担金は、 自己負担額の3割)			
1級は、入院 2級は自立支援 医療精神通院 3級は精神入院のみ		1・2級 特別障害者手当準拠(入院は市町村民税非課税世帯者) 3級 市町村民税非課税世帯者	1・2級 特別障害者手当準拠 (入院は市町村民税非課税世帯者) 3級 市町村民税非課税世帯者	1			1	佐久穂町			
1・2級は入院 3級は通院のみ		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1			1	東御市			
入院・通院		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 市町村民税非課税者	1級 特別障害者手当準拠 2・3級 市町村民税非課税者 (同一世帯者)	1			1	1	筑北村		
		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 所得税非課税者	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者 (同一世帯者)	1			1	1	大桑村		
		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	2			2	2	上松町 軽井沢町		
		1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1			1	1	木曾町		
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	3	4	8	8	塩尻市 御代田町 立科町 長和町 南相木村 木祖村 白馬村 木島平村		
		特別障害者手当準拠 (2級の自立支援医療の精神通院医療は、所得税非課税者)	特別障害者手当準拠	1			1	1	王滝村 (1級通院、2級自立支援医療の精神通院以外の受給者負担金は、500円+500円を除いた額の1/2)		
		1級 所得制限なし 2・3級 特別障害者手当準拠	1級 所得制限なし 2・3級 特別障害者手当準拠	1			1	1	川上村		
	所得制限なし	所得制限なし	2			4	6	小海町 南牧村 麻績村 生坂村 山形村 坂城町 (精神科入院は対象外)			
小 計				5	10	15	30				
合 計				19	23	36	78	76	1	1	

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村、高森町は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レブト当たり500円又は300円）

※年度末年齢が18歳までの障がい者の所得制限は、「市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況」による

市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況

【留意事項】

- ・「障がい児」とは、「年度末年齢が18歳までの障がい者」のことを指す。
- ・所得制限の有無 有：○、無：-

平成30年4月1日現在

市町村名	市町村制度における所得制限の状況		
	身体障害者手帳交付者	療育手帳交付者	精神保健福祉手帳交付者
1 長野市	-※	-※	-
2 松本市	-	-	-
3 上田市	-	-	-
4 岡谷市	-	-	-
5 飯田市	-	-	-
6 諏訪市	-	-	-
7 須坂市	-※	-	-
8 小諸市	-	-	○
9 伊那市	-	-	-
10 駒ヶ根市	-	-	-
11 中野市	-※	-※	-※
12 大町市	-	-	-
13 飯山市	-	-	-
14 茅野市	-	-	-
15 塩尻市	-	-	-
16 千曲市	-	-	-
17 佐久市	-	-	-
18 東御市	-	-	-
19 安曇野市	-	-	-
20 佐久穂町	-	-	-
21 小海町	-	-	-
22 川上村	-	-	-
23 南牧村	-	-	-
24 南相木村	-	-	○
25 北相木村	-	-	-
26 軽井沢町	-	-	-
27 御代田町	-※	-	-※
28 立科町	-	-	-
29 長和町	-	-	-
30 青木村	-	-	-
31 下諏訪町	-	-	-
32 富士見町	-	-	-
33 原村	-	-	-
34 辰野町	-	-	-
35 箕輪町	-	-	-
36 飯島町	-	-	-
37 南箕輪村	-	-	-
38 中川村	-	-	-
39 宮田村	-	-	-
40 松川町	-	-	-
41 高森町	-	-	-
42 阿南町	-	-	-
43 阿智村	-	-	-
44 平谷村	○	○	○
45 根羽村	-	-	-

市町村名	市町村制度における所得制限の状況		
	身体障害者手帳交付者	療育手帳交付者	精神保健福祉手帳交付者
46 下條村	-	-	-
47 売木村	-	-	-
48 天龍村	-	-	-
49 泰阜村	-	-	-
50 喬木村	-	-	-
51 豊丘村	-	-	-
52 大鹿村	-	-	-
53 木曾町	-	-	-
54 上松町	-	-	-
55 南木曾町	-	-	-
56 木祖村	-	-	-
57 王滝村	-	-	-
58 大桑村	-	-	-
59 筑北村	-	-	-
60 麻績村	-	-	-
61 生坂村	-	-	-
62 山形村	-	-	-
63 朝日村	-	-	-※
64 池田町	-	-	-
65 松川村	-	-	-
66 白馬村	-	-	-
67 小谷村	○	○	○
68 坂城町	-	-	-
69 小布施町	-	-	-
70 高山村	-	-	-
71 山ノ内町	-	-	-
72 木島平村	-	-	-
73 野沢温泉村	-	-	-
74 信濃町	-	-	-
75 飯綱町	-	-	-※
76 小川村	-	-※	-
77 栄村	-	-	-

※以下の区分は所得制限有り

長野市：身障手帳5級、療育手帳B2

須坂市：身障手帳4級

中野市：身障手帳4級、療育手帳B2、精神手帳3級

御代田町：身障手帳4級、精神手帳2, 3級

朝日村：精神手帳1～3級（精神科入院）

飯綱町：精神手帳3級

小川村：療育手帳B2

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（65歳以上国民年金法施行令別表該当）

平成30年4月1日現在

所得制限		市町村数				該当市町村					
本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり	
特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	10	19	26	55	上田市	飯田市	伊那市	松本市	小布施町	
						駒ヶ根市	飯山市	塩尻市			須坂市
						佐久市	東御市	小海町			信濃町
						佐久穂町	川上村	南牧村			
						軽井沢町	御代田町	立科町			
						長和町	青木村	辰野町			
						飯島町	南箕輪村	中川村			
						宮田村	松川町	高森町			
						阿南町	阿智村	平谷村			
						根羽村	下條村	売木村			
						天龍村	喬木村	大鹿村			
						上松町	南木曾町	木曾町			
						木祖村	王滝村	大桑村			
						朝日村	筑北村	松川村			
						白馬村	小谷村	坂城町			
						山ノ内町	木島平村	野沢温泉村			
						飯綱町	小川村				
											（県制度と同じ）
所得制限なし	所得制限なし	9	4	9	22	長野市	小諸市	大町市	中野市	岡谷市	
						千曲市	安曇野市	南相木村			高山村
						北相木村	富士見町	原村※			諏訪市
						箕輪町	豊丘村	麻績村			茅野市
						生坂村	山形村	池田町			下諏訪町
					泰阜村						
合 計		19	23	35	77	65			5	7	

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

母子家庭医療費給付事業の市町村実施状況

平成30年4月1日現在

対象児童	所得制限			市町村数				該当市町村				
	母	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
18歳未満 又は 20歳未満 高等学校等 卒業まで	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	20	28	60	上田市	飯田市	小諸市	松本市	小布施町
								伊那市	駒ヶ根市	大町市	須坂市	栄村
								飯山市	塩尻市	佐久市	高山村	
								東御市	小海町	川上村	信濃町	
								南牧村	佐久穂町	御代田町		
								立科町	長和町	青木村		
								辰野町	箕輪町	飯島町		
								南箕輪村	中川村	宮田村		
								松川町	高森町	阿南町		
								阿智村	平谷村	根羽村		
								下條村	売木村	天龍村		
								喬木村	豊丘村	大鹿村		
								上松町	南木曾町	木曾町		
								木祖村	王滝村	大桑村		
								朝日村	筑北村	池田町		
								松川村	白馬村	小谷村		
								坂城町	山ノ内町	木島平村		
								野沢温泉村	飯綱町	小川村		
								（県制度と同じ）				
	児童扶養手当（一部支給）準拠	所得制限なし	児童扶養手当準拠				1	1	生坂村			
	所得制限なし	所得制限なし	所得制限なし	7	2	6	15	長野市	千曲市	安曇野市	中野市	岡谷市
								南相木村	富士見町	原村*		諏訪市
								麻績村	山形村	北相木村		茅野市
												下諏訪町
												泰阜村
	小計			19	22	35	76					
20歳未満の児童	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1		1	軽井沢町				
	小計				1		1					
合計				19	23	35	77	65			5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

母子家庭医療費給付事業の市町村実施状況（父母のない児童）

平成30年4月1日現在

対象児童	所得制限		市町村数				該 当 市 町 村				
	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
18歳未満 又は 20歳未満高等学校等卒業まで	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	20	28	60	上田市	飯田市	小諸市	松本市	小布施町
							伊那市	駒ヶ根市	大町市	須坂市	栄村
							飯山市	塩尻市	佐久市	高山村	
							東御市	小海町	川上村	信濃町	
							南牧村	佐久穂町	御代田町		
							立科町	長和町	青木村		
							辰野町	箕輪町	飯島町		
							南箕輪村	中川村	宮田村		
							松川町	高森町	阿南町		
							阿智村	平谷村	根羽村		
							下條村	売木村	天龍村		
							喬木村	豊丘村	大鹿村		
							上松町	南木曾町	木曾町		
							木祖村	王滝村	大桑村		
							朝日村	筑北村	池田町		
							松川村	白馬村	小谷村		
							坂城町	山ノ内町	木島平村		
							野沢温泉村	飯綱町	小川村		
							（県制度と同じ）				
	所得制限なし	所得制限なし	7	2	7	16	長野市	千曲市	安曇野市	中野市	岡谷市
							南相木村	富士見町	原村 [※]		諏訪市
							麻績村	生坂村	山形村		茅野市
							北相木村				下諏訪町
											泰阜村
			19	22	35	76					
20歳未満の児童	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1		1	軽井沢町				
				1		1					
合 計			19	23	35	77	65			5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

父子家庭医療費給付事業の市町村実施状況

平成30年4月1日現在

対象児童	所得制限			市町村数				該当市町村		
	父	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
18歳未満 又は 20歳未満 高等学校等 卒業まで	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	20	28	60	上田市 飯田市 小諸市	松本市	小布施町
								伊那市 駒ヶ根市 大町市	須坂市	栄村
								飯山市 塩尻市 佐久市	高山村	
								東御市 小海町 川上村	信濃町	
								南牧村 佐久穂町 御代田町		
								立科町 長和町 青木村		
								辰野町 箕輪町 飯島町		
								南箕輪村 中川村 宮田村		
								松川町 高森町 阿南町		
								阿智村 平谷村 根羽村		
								下條村 壳木村 天龍村		
								喬木村 豊丘村 大鹿村		
								上松町 南木曾町 木曾町		
								木祖村 王滝村 大桑村		
								朝日村 筑北村 池田町		
								松川村 白馬村 小谷村		
								坂城町 山ノ内町 木島平村		
								野沢温泉村 飯綱町 小川村		
								(県制度と同じ)		
	児童扶養手当（一部支給）準拠	所得制限なし	児童扶養手当準拠				1	1	生坂村	
	所得制限なし	所得制限なし	所得制限なし	7	2	6	15	長野市 千曲市 安曇野市	中野市	岡谷市
								南相木村 富士見町 原村*		諏訪市
								麻績村 山形村 北相木村		茅野市
										下諏訪町
										泰阜村
	小計			19	22	35	76			
20歳未満の児童	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1		1	軽井沢町		
	小計				1		1			
合計				19	23	35	77	65	5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

障害者医療費給付事業の市町村実施状況（市町村単独事業：特別児童扶養手当該当）

平成30年4月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計					
1級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1			1	上田市				
	所得制限なし	所得制限なし		1	2	3	富士見町 原村（注1） 麻績村				
	小計		1	1	2	4					
1・2級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	3	2	8	小諸市 塩尻市 軽井沢町（注2） 辰野町（注2） 宮田村 白馬村（注2） 飯綱町	松本市			
	所得制限なし	特別児童扶養手当準拠		1		1	上松町				
	所得制限なし	所得制限なし	7	2		9	長野市 大町市 千曲市 池田町	須坂市	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町		
	小計		10	6	2	18					
合計		11	7	4	22		16	2	4		

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費
（注1）原村：受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）
（注2）軽井沢町・辰野町・白馬村：年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし

障害者医療費給付事業の市町村実施状況（市町村単独事業：国民年金法施行令別表該当）

平成30年4月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				該当市町村			
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費1/2助成 食費助成あり			
1級 ※20歳以上	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	宮田村			
	小計				1	1				
1級	所得税非課税者	所得税非課税者		1		1		信濃町（注1）		
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	2		3	辰野町（注2） 飯島町	須坂市（注3）		
	所得制限なし	所得制限なし	1	2	2	5	富士見町（注1） 山形村（注1）	高山村（注3）	茅野市 下諏訪町（注1）	
	小計		2	5	2	9				
1・2級 ※20歳以上	所得制限なし	所得制限なし	1	1		2	千曲市：通院のみ（注4） 箕輪町			
	小計		1	1		2				
1・2級	所得税非課税者	所得制限なし			1	1	青木村（障害年金3級を含む）			
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	4		6	伊那市 東御市 軽井沢町 御代田町（注5） 南木曾町※ 飯綱町			
	所得制限なし	所得制限なし	4	2		6	大町市 南相木村※ 麻績村	岡谷市（注6） 諏訪市（注6）		
	小計		6	4	3	13				
1～3級	市町村民税非課税者	市町村民税非課税（同一世帯者）		1		1	上松町（注5） （厚生年金保険法施行令別表該当者を含む）			
	小計			1		1				
合計			9	11	6	26		19	3	4

（注1）下諏訪町・富士見町・山形村・信濃町：1級9～11号該当者が対象
（注2）辰野町：年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし
（注3）須坂市・高山村：1級10号該当者が対象
（注4）千曲市：1級10号、2級16号該当者が対象
（注5）御代田町・上松町：精神障害者が対象
（注6）岡谷市・諏訪市：1級9～11号（20～64歳）、2級15～17号（20歳未満）該当者が対象

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費
※受給者負担金：南相木村…65歳未満は高確法準拠、南木曾町…自己負担額の1/2
（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

障害者医療費給付事業の市町村実施状況(市町村単独事業:精神障害者)

(1)障害者自立支援法に基づく自立支援医療受給者(精神通院医療)に対する助成

平成30年4月1日現在

入院・通院の別	所得制限		計	該各市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
自立支援医療の 精神通院医療 (公費負担対象分)のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	飯田市(注1) 松川村
	所得制限なし	所得制限なし	10	須坂市 大田市 中川村 高森町(注2) 阿智村 喬木村 豊丘村 大鹿村 朝日村 池田町 阿南町
通院のみ	市町村民税非課税世帯者	市町村民税非課税世帯者	1	長和町
	所得制限なし	所得制限なし	3	千曲市 売木村 泰阜村
入院・通院	市町村民税非課税世帯者	市町村民税非課税世帯者	2	原村(注2,3) 筑北村
	所得制限なし	所得制限なし	2	坂城町(精神科入院を除く) 小海町
合計			20	

(注1)飯田市:年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし

(注2)原村、高森町:受給者負担金なし

(注3)市町村民税課税世帯者は、自立支援医療の精神通院医療(公費負担対象分)が助成対象となる

(2)その他精神障害者

障害の程度	所得制限		計	該各市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
精神障害者で村長が認めた者	所得制限なし	所得制限なし	1	北相木村
精神保健福祉法第5条該当者	所得制限なし	所得制限なし	1	麻績村
精神障害者保健福祉手帳未 所持者で自立支援医療(精神 通院分)の受給者	特別障害者手当準拠(本人 所得税非課税)	特別障害者手当準拠(本人 所得税非課税)	1	下條村
合計			3	

障害者医療費給付事業の市町村実施状況(市町村単独事業:その他障害者)

平成30年4月1日現在

障害の程度	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
育成医療受給者証交付者	所得制限なし	所得制限なし	1	原村(注1)
更生医療受給者証交付者	所得制限なし	所得制限なし	1	原村(注1)
国民年金法等の規定に基づく障害年金受給者	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	小諸市(注2)

(注1)原村:受給者負担金なし

(注2)小諸市:障害年金1・2級該当者が対象

障害者医療費給付事業の市町村実施状況(市町村単独事業:難病)

平成30年4月1日現在

資格区分	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
特定疾患治療研究事業該当者	市町村民税非課税者	特別障害者手当準拠	1	上松町
	所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1	軽井沢町
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	宮田村 木曾町
	所得制限なし	所得制限なし	8	原村(注1) 高森町 阿南町 阿智村 売木村 天龍村 喬木村 豊丘村
長野県特定疾病医療費助成事業該当者	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	宮田村
	所得制限なし	所得制限なし	4	原村(注1) 阿智村 喬木村 豊丘村
先天性血液凝固因子障害治療研究事業該当者	市町村民税非課税者	特別障害者手当準拠	1	上松町
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	木曾町
小児慢性特定疾病該当者	所得制限なし	所得制限なし	1	豊丘村
ウイルス肝炎医療費給付事業該当者	所得制限なし	所得制限なし	2	原村(注1) 豊丘村(肝炎治療のみ)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項該当者(結核患者)	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	駒ヶ根市
	所得制限なし	所得制限なし	1	大鹿村
難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の受給対象者	市町村民税非課税者	特別障害者手当準拠	1	上松町
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	宮田村
	所得制限なし	所得制限なし	3	原村(注1) 阿智村 豊丘村

(注1) 原村:受給者負担金なし(その他の市町村は、1レプト当たり500円又は300円)

福祉医療制度の住所地特例に関する市町村状況調

平成30年4月1日現在

市町村名	問1 福祉医療の申請書が市町村のホームページからダウンロードが可能 (可能：○、不可能：×)	問2 申告していなくても、福祉医療の受給者証交付申請時には所得確認のため確定申告が必要 (必要：○、不要：×)	問3 受給者証の更新時に毎年更新申請が必要 (必要：○、不要：×)	問4 市町村条例、規則等により市町村間で個人情報を利用することが可能 (可能：○、不可能：×)
長野市	○	○	×	×
松本市	○	○	×	×
上田市	○	○	×注7	○
岡谷市	○	○	○注6	×
飯田市	○	○	○	○
諏訪市	○	○	○	○
須坂市	○	○注1	×注7	○注9
小諸市	○	○注1	×注7	○注9
伊那市	○	○	○	○
駒ヶ根市	○	○	○	×
中野市	○	○	×	○
大町市	○	○	○	×
飯山市	○	○注2	○	○
茅野市	○	○	×注7	×
塩尻市	○	○	○	○注10
佐久市	○	○	×注7	○
千曲市	○	○	×注7	○
東御市	○	○注1	×注11	○
安曇野市	○	○	×	○
小海町	○	○注3	×	○
佐久穂町	○	○	×	×
川上村	×	○注3	×	○
南牧村	○	○注1	×	○
南相木村	×	○注1	×	○
北相木村	×	×	○	○
軽井沢町	×	○	○	○
御代田町	○	○	×	○
立科町	○	○	×	×
長和町	○	○	○	○
青木村	×	○	○	○
下諏訪町	○	○	○	○
富士見町	○	○	○	×
原村	○	○	×	×
辰野町	×	○	○	○
箕輪町	○	○	○	○
飯島町	○	○	○	○
南箕輪村	×	○	○	○
中川村	×	○	○	○
宮田村	○	○	○	○
松川町	○	○	○	○
高森町	○	○	×	○
阿南町	○	○注4	○	×
阿智村	○	○	×	○
平谷村	×	○	○	○
根羽村	×	×	○	○
下條村	×	×	×	×
売木村	×	○	×	○
天龍村	○	○注4	○	×
泰阜村	×	○	○	×

福祉医療制度の住所地特例に関する市町村状況調

平成30年4月1日現在

市町村名	問1 福祉医療の申請書が市町村のホームページからダウンロードが可能 (可能：○、不可能：×)	問2 申告していなくても、福祉医療の受給者証交付申請時には所得確認のため確定申告が必要 (必要：○、不要：×)	問3 受給者証の更新時に毎年更新申請が必要 (必要：○、不要：×)	問4 市町村条例、規則等により市町村間で個人情報を利用することが可能 (可能：○、不可能：×)
喬木村	×	○注3	○	○
豊丘村	○	○注4	○	○注9
大鹿村	○	○	○	○
上松町	×	○	○	○
南木曾町	×	○注5	○	○
木曾町	×	○注4	×注7	×
木祖村	×	×	○	○
王滝村	×	×	○	○
大桑村	○	○	○	×
麻績村	×	○注3	○	×
生坂村	○	○注3	○	○
山形村	×	○	○	○
朝日村	×	○	○	○
筑北村	○	○	○	○
池田町	×	○注5	○	○
松川村	○	○注5	○	○
白馬村	○	○	×注7	×
小谷村	○	○注5	×	○
坂城町	○	○	○	○
小布施町	○	○注5	○	×
高山村	×	○	○注8	○
山ノ内町	○	○注5	○	○
木島平村	×	○注5	×注7	○
野沢温泉村	○	○	○	○
信濃町	○	○	×注11	○
飯綱町	○	○注5	○	○
小川村	×	○注5	○	○
栄村	×	○	○	×

◎申請書が市町村HPからダウンロードできる市町村：50市町村

◎所得状況確認のため、確定申告の上所得証明書の提出が必要となる市町村：72市町村
(未申告の方も確定申告が必要)

◎受給者証の更新時に毎年更新申請が必要な市町村：49市町村

◎市町村間で個人情報を利用することが可能(予定)な市町村：57市町村

注1 税務担当課より申告を求めている者については確定申告が必要となる。詳細は担当課へ

注2 所得の申告、扶養義務者の確認等必要

注3 明らかに所得がないとわかる場合は不要。税務担当が申告を求めている者については必要

注4 明らかに所得がないとわかる場合は不要

注5 住民税の申告でよい場合もあり。詳細は担当課へ。

注6 随時個々対応有

注7 所得状況確認のため、所得証明書の提出が必要

注8 障がい者については受給者証を3年更新としているため、3年ごとに申請

注9 個人情報を提供することの同意書が必要

注10 塩尻市個人情報保護条例に基づき、取り扱う事務の目的(住所地特例に関する目的)の場合は利用可能。

注11 住所地特例者は所得証明書、所得未申告者は申告の手続きが必要